くらしの情報
-information-

総合相談室開設日が変わりました

問　総務課　☎62-2111

総合相談室は、町民の皆さんが気軽に相談できる場所として、役場庁舎１階に設置されています。

４月から相談できる曜日が、火曜日・木曜日・金曜日に変更となります。

※時間は９時から 16 時までです。

献血にご協力ください

問　福祉こども課　☎62-2210

県内では、輸血に必要な血液が慢性的に不足しており、献血によって、できるだけ多くの血液を確保する必要があります。

町では、次のとおり献血を行いますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

●**日時**　5月5日㈰ 11 時 30 分～ 16 時 00 分
●**場所**　イオンスーパーセンター鏡石店
●**献血できる方**　下記の採血基準表のとおりです。

当日の問診の内容によっては、献血をご遠慮いただく場合があります。

また、高血圧・花粉症等で服薬している場合でも当日の体調と、医師の診察により献血ができる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

項目＼種類	全血献血	
	400ml	200ml
年　齢	男性 17 歳～ 69 歳※ 女性 18 歳～ 69 歳※	16 歳～ 69 歳
体　重	男女ともに 50kg以上	男性　45kg以上 女性　40kg以上
間　隔	前回献血時より、 男性は 12 週間後 女性は 16 週間後 の同じ曜日	前回献血時より、 男女とも４週間後 の同じ曜日

※ 65 歳以上の方の献血は、60 歳～ 64 歳の間に献血経験がある方に限ります。

※複数の献血者の血液をあわせて１人の患者さんに輸血すると、副作用の可能性が高くなるなることから、400ml 献血へのご協力をお願いいたします。

※本人確認のため、身分証明証（運転免許証、保険証等）の提示をお願いすることがあります。

軽自動車税（種別割）の減免申請について

問　税務町民課　☎62-2114

身体や精神に障がいのある方が所有する軽自動車で、条件に該当する場合は軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

減免の条件などの詳細は、税務町民課までお問い合わせください。

なお、申請期限後の受付はできませんのでご注意ください。

●**申請期限**　4月 24 日㈬
●**申請場所**　税務町民課
●**必要なもの**

障がい者手帳、運転免許証、車検証、減免申請書、軽自動車税（種別割）納付書

●**その他**

・18 歳未満の身体障がい者及び知的・精神障がい者と生計同一の家族が所有する車両も対象になります。

・減免可能な台数は１人につき１台です。普通自動車と重複減免はできません。

土地・家屋等帳簿の縦覧について

問　税務町民課　☎62-2114

鏡石町に固定資産を所有している方は、自己の固定資産の評価が適正であるかを判断できるよう、土地・家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。手数料は無料です。

●**日　時**　4月１日㈪～5月 31 日㈮の平日
8 時 30 分～ 17 時 15 分
●**場　所**　税務町民課
●**必要なもの**

本人であることが確認できるもの
（運転免許証、マイナンバーカード等）

役場の窓口でも

マイナンバーカードで
印鑑登録証明書の交付申請ができるようになりました

①印鑑を登録されている方本人に限ります。
②窓口で４桁の暗証番号（住基用）の入力が必要です。

広　　告

園芸は友

一望百景 ⇒ さつき、雑木盆栽
山野草、花々…

2000 鉢　特価にて販売中

三ツ石園芸（みついし）
（スーパーいるいさんのとなり）

障がい助成券の交付について

問　福祉こども課　☎62-2210

町では４月から障がい助成券の交付を開始します。

●**各種助成券と交付枚数**

①重度障がい者タクシー利用助成券
（４月受け取りで 24 枚、１か月過ぎるごとに２枚減らしての交付）
②重度障がい者燃料券
（４月受け取りで６枚、２か月過ぎるごとに１枚減らしての交付）

●**交付対象者**

①障害者手帳１～２級を取得している方
②既に資格者証をお持ちの方

●**交付場所**　町健康福祉センター

高齢者助成券の交付について

問　福祉こども課　☎62-2210

町では４月から高齢者助成券の交付を開始します。

●**助成券と交付枚数**

はり・きゅうマッサージ券
（４月受け取りで 12 枚、１か月過ぎるごとに１枚減らしての交付）

●**交付対象者**

①満 70 歳以上の方
②満 65 歳以上 75 歳未満で、後期高齢者医療制度の被保険者の方
②既に資格者証をお持ちの方

●**交付場所**　町健康福祉センター

令和６年４月１日～

障がい者差別解消法が変わります

事業者による合理的配慮の提供義務化へ

令和３年に障がい者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向け、事業者のみなさんもどのような取り組みができるかを考えていきましょう。

＊合理的配慮の提供とは…

障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」と意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。

例えば…

①車椅子の方が利用者として来たが段差がある

段差がある場合には、段差があるので通行不可、と即座に判断せずに、スロープなどを使って車椅子の方の補助する。

②目に障がいがある方が来店したが、売り場がわからない

障がいのある方は入店できません、と断らずに、行きたい売り場まで案内する、などできる範囲の補助を行う。

障がいのある方に対して、正当な理由なく障がいを理由としてサービスを拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯など、障がいのない人にはつけない条件をつけることは「差別的取扱い」にあたります。

個別の事案ごとに、状況に応じて柔軟な対応をすることが大切です。

障がいのある方と対話し、その方に合った対応をすることを心がけましょう。

＊詳しく知りたい方はこちら⇒障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/